令和3年7月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年7月26日(月) 午後2時30分
- 2. 開催場所 坂井市多目的研修集会施設3階 大ホール
- 3. 出席委員 19名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利 2番 末廣 秀夫 3番 清兼 義靖 4番 田中 勇樹 5番 南出 直美 6番 林 亮介 7番 牧野 典代 8番 伊藤 美津雄 9番 坪田 信次 中垣内 勇夫 10番 大嶋 裕一 11番 12番 木村 强 13番 田中 正信 本田 雄揮 15番 坪川 敏光 14番 17番 大嶋 謙一 16番 寺嶋 太寿男 18番 三寺 總左ヱ門 19番 森 勝義(会長)

- 4. 欠席委員 0名
- 5. 出席者

 (農業委員会事務局)

 局長 池本 成輝
 次長 小林 一裕

 書記 村本 竜也
 書記 安久 佐由美

 (農業振興課)

 主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第19号 農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第22号 現況証明願について

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 農地利用最適化推進委員の委嘱同意について

報告第 6号 地目変更(畑地転換)届出の報告について

7. 議事録署名人

1番 大川委員 2番 末廣委員

事務局長

令和3年7月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。

只今の出席委員数は19名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森 会長にお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に1番大川委員、2番 末廣委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第19号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> では、議案第19号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」説明させていただきます。整理番号1番2番、出願人はともに丸岡町城北 ○○さん。申請地は、春江町西太郎丸、3,650㎡。同じく西太郎丸、450㎡です。出願人が最高価格買受申出人となった場合、農地法第3条の規定による許可基準をえられるかお諮りします。

議長

この議案につきまして、ご意見を伺います。

ご意見、ございませんか。

議長

無ければ、お諮りいたします。

議案第19号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。

議案第19号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。

整理番号 12 番。申請地は春江町田端、田、3,423 ㎡です。売買による 所有権移転の案件で、譲渡人は春江町安沢 ○○さん。譲受人は春江町 安沢 ○○さんです。許可後の経営面積は 65 a です。

整理番号 13 番および 14 番は、議案第 19 号にあった競売の案件です。 申請地は春江町西太郎丸、田 3,650 ㎡。同じく田、450 ㎡。譲受予定人は 丸岡町城北 ○○さんです。

整理番号 15 番。申請地は丸岡町八ツ口、田、965 ㎡。譲渡人は丸岡町 今福 ○○さん。譲受人は丸岡町八ツ口 ○○さんです。許可後の経営 面積は 137 a です。

以上4件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議長

この議案につきまして、ご意見を伺います。

ご意見ございませんか。

<各委員> 異議なしの声 委員

議長 それではお諮りいたします。

> 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」 は許可相当と認め、意見決定いたしました。

次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議に 議長 ついて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

> <説 明> それでは、議案第21号「農地法第5条の規定による許可 申請の意見審議について」ご説明させていただきます。

> まず、整理番号20番。太陽光発電用地として所有権設定の案件です。 譲渡人は福井市高木町○○さんほか7名。譲受人は三国町緑ヶ丘4丁目 (株) 西陣 さんです。場所は三国町緑ヶ丘三丁目ほか18件、合計4,794 m²です。

> 続いて、整理番号24番。賃借権設定の案件です。借人は福井市日之出 一丁目北陸電力送配電 福井支長さん、貸人は丸岡町八ツロ 〇〇さん ほか8名です。鉄塔工事に伴う工事用地として一時転用するもので、場 所は丸岡町八ツ口ほか 17 筆、田、29,855 ㎡のうち 19,523 ㎡です。

> 続いて、整理番号25番。賃借権設定の案件です。借人は福井市中藤新 保町 九頭竜砂利工業(株) さん。貸人は丸岡町坪ノ内 ○○さんほか 1 名です。場所は丸岡町坪ノ内ほか3筆、田、8,951 m²のうち5,238 m²です。 こちらは砂利採取のため一年間の一時転用をするものです。

> 整理番号26番。6区画の宅地分譲を目的とした所有権移転の案件です。 譲受人は春江町江留上日の出 ○○さん、譲渡人は春江町江留上中央 ○○さんほか 2 名です。場所は春江町江留上、畑、ほか 5 件、合計 762 m²です。

> 整理番号27番。住宅建築を目的とした所有権移転の案件です。譲受人 は福井市加茂河原 1 丁目 ○○さん。譲渡人は東京都練馬区 ○○さん ほか1名です。土地は春江町中筋大手、田、面積301 m²です。住宅建築 の建築面積は139.6 m²です。

> 整理番号28番。所有権移転の案件です。譲受人は春江町江留上新町 ○ ○さん。譲渡人は大阪市東成区で○○さんです。場所は丸岡町猪爪一丁 目 966 m²で、4区画の宅地造成を目的とする転用です。

> 整理番号 29 番。所有権移転の案件です。譲受人は坂井町下新庄 坂井 市長 坂本 憲男。譲渡人は坂井町下新庄 坂井土地改良区 さんです。 申請地は坂井町下兵庫、田、5,708㎡です。民間保育所を建設するための 事業用地として整備するものです。

> 整理番号30番。所有権移転の案件です。譲受人は坂井町下兵庫 ○○ さん。譲渡人は春江町針原 坪金織物 さん。場所は坂井町下兵庫 764 mのうち 264.47 mです。住宅建築を行うためで、建築面積は 78.18 mで す。こちらは現在分筆を行っており、分筆完了後許可を出すということ を県と協議しています。以上です。

それでは、現地確認の報告をお願いします。整理番号 20 番、29 番を 11番 中垣内委員、お願いします。

11番 中垣内です。整理番号20番は前月からの案件ですが、新たに調 中垣内委員

議長

事務局

整池を設ける見直しを加えております。調整池の容積は、過去の雨量をすべて調べたうえ、これらを超えないものとしています。また、太陽光パネルの下は、防草シートなどを施さずに、雨が自然に染み込むように対応するとのことです。環境全般については、地元とも協定を結んだということで、問題ないと思われます。

整理番号 29 番は、保育園を移転するため埋め立て造成したいという申請です。排水は東側にされまして、西側は道を隔てて田がありますが今年の稲作が終わった頃、工事と聞いております。造成の際にはパイプライン等を整備してもらえるよう要望しているとのことで、問題ないことを確認しました。以上ご審議お願いします。

議長

続いて、整理番号24番、28番を1番 大川委員、お願いします。

大川委員

1番 大川です。整理番号 24 番は鉄塔工事に伴う一時転用です。図面の水色で表示の一番大きい面積が鉄塔を作り直す場所で、周囲の農地隣地者には了解を得ているということです。小さい水色の表示は電線の張替え作業などに伴い工事車両の待機場所として確保するとのことです。営農には影響ないと思われます。

整理番号 28 番は用途地域内の宅地造成の案件で、周囲は住宅街となっており水田がほぼない環境です。左との田の境にL型側溝、道側には門型側溝を設けるとのことで、造成した後も左の田には雨水等が入らないようL型を高く設けると確認していますので、営農に影響ないことを判断しましたので、報告します。

議長

続いて、整理番号 25 番を 18 番 三寺職務代理者、お願いします。

三寺委員

18番 三寺です。整理番号 25番は砂利採取の案件で、南西角地にあたり申請地約 5,000 ㎡のうち約 3,000 ㎡を土砂採取、残り約 2,000 ㎡を土砂置き場として使用するものです。北側は地境より約 5m、東南は約 3mあけて作業するとのことです。中央には沈殿池、集水桝を設けており排水は、兵庫川に流すとのことです。一般に砂利採取では泥がでると聞いているので業者には、問題がおきないように伝えてありますので、問題ないと思われます。ご審議お願いします。

議長

続いて、整理番号26番、27番、30番を3番清兼委員お願いします。

清兼委員

3番 清兼です。整理番号 26 番は図面の赤い線で囲まれた中が申請地ですが現地は雑種地で、周囲は住宅街で農地はありません。整理番号 27 番は、住宅街の中に位置しており、用途地域内であるため、特に営農に問題ないと思われます。整理番号 30 番は現在の地番を分筆してから、住宅を建てるということになっています。現況も雑種地であり農地との隣接もないことから、営農に問題ないと思われます。ご審議お願いします。

議長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。

整理番号20番を6番林委員お願いします。

林委員

6番 林です。整理番号 20番について、前任の岡田委員より排水対策として調整池を設けるということで問題ないと確認しており、現地確認の意見のとおり問題ないと思われます。

議長

次に、整理番号24番を14番本田委員報告お願いします。

森 会長

14番 本田です。整理番号22番につきましては、現地調査員の報告のとおりでございまして、周辺への影響もないと思われますとからやむを得ない案件かと思われます。ご審議の程お願いいたします。

議長

次に、整理番号25番を11番中垣内委員お願いします。

本田委員

事務局

11番中垣内です。整理番号 25番について、申請地付近では砂利採取の 実績がかなりあり、地元と十分協議されていると聞いております。問題 ないと思われますのでご審議お願いします。次に、整理番号 26番、27番 を 13番 田中委員お願いします。

13番 田中です。現地調査の委員の報告とおり問題ないと思われます。 次に、整理番号 28番を 19番森が報告します。

19 番森です。整理番号 28 番は区画整理行った地区で、前任の高山委員からは、隣接農地との間にL型擁壁を設けており、雨水は道路側溝に流すと聞いておりますので、周辺営農に問題ないと思われます。

次に、整理番号29番、30番を15番坪川委員お願いします。

15番 坪川です。整理番号 29番は前任の飛田委員より、隣接する農地 もなくU字溝を設置することから問題ないと聞いております。整理番号 30番についても前任の飛田委員より隣接する農地もなく雨水も東側の側 溝に流すと聞いているため問題ないと思われます。

議 長 それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。

ご意見ございませんか。

委員 <各委員> 異議なしの声

議 長 それではお諮りいたします。

議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」 は許可相当と認め、意見決定いたしました。

議 長 他に、ご意見はありませんか。

それでは、お諮りします。

議案第21号は、許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

委員 <各委員> 異議なしの声

議 長 異議がないと認めます。

議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」 は、許可相当と認め、意見決定いたしました。

議長 次に、議案第22号「現況証明願について」を議題とします。事務局の 説明を求めます。

<説 明> 議案第22号「現況証明願について」説明します。

整理番号10番、出願人は丸岡町下久米田 〇〇さん。土地は丸岡町下

久米田、畑、1,024 m²です。経緯として昭和 63 年頃に集落センターを建設し、以後宅地として利用、現在に至るとの状況です。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 続いて、この案件について現地確認の報告をお願いします。

整理番号10番を18番三寺職務代理者、お願いします。

三寺委員 18番 三寺です。整理番号10番、下久米田の中心に位置する場所に集 落センターが昭和63年頃建てられたと聞いています。畑としての耕作も

できないと思われますので、非農地と確認しました。

議長続きまして、地元委員のご意見を伺います。

整理番号10番を1番大川委員お願いします。

本田委員

1番 本田です。現地確認された三寺職務代理者の報告のとおり農地でないことを確認しましたので、ご審議お願いします。

議長

他に、ご意見ございませんか。それでは、お諮りします。

議案第22号「現況証明願について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。

議案第22号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。

議長

次に、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

事務局

<説 明> では、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明させていただきます。

利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 4 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 21 名となっております。次に、その利用権設定面積は、田、新規 6 筆、13,223 ㎡。畑、新規 31 筆 62,305 ㎡です。更新は畑 2 件、5,908 ㎡です。田畑新規更新合わせて 39 筆 81,436 ㎡です。使用貸借権は田が 4 筆 12,078 ㎡。畑が 2 筆 560 ㎡。合計 6 筆、12,638 ㎡です。所有権移転の案件は今回、ございません。説明は以上です。

議長

それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。 議案第23号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議長

ご異議がないと認めます。

議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり 承認いたしました。

議長

次に、議案第24号「農地利用最適化推進委員の委嘱同意について」事 務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> では、議案第24号「農地利用最適化推進委員の委嘱同意について」説明します。農地最適化推進委員改選にあたり令和3年2月26日から3月26日まで募集を行った結果、28名の応募がありました。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会の委嘱同意を求めるものです。応募の委員さんは、地域の農業上の実態などに精通しており、今後農地の集積化や最適化の推進などに努めていただきます。農業委員と連携し業務を進めていけたらと思います。以上です。

議長

この件は同意案件なので、質問を省略し、採決したいと思いますがご 異議ありませんか。

異議がないと認めます。

議案第24号「農地利用最適化推進委員の委嘱同意について」は原案の とおり同意することに決定しました。

続いて、報告第6号「地目変更(畑地転換)届の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局

<説 明> 報告第6号「地目変更(畑地転換)届の報告について」、 説明します。

受付番号 262 番、場所は丸岡町小黒、ほか 1 筆の合計面積 368 ㎡です。 届出者は丸岡町小黒 $\bigcirc\bigcirc$ さん。畑作営農および育苗のために畑にする ものです。

議長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。